

福岡森林管理署交渉（全国林野関連労働組合福岡森林管理署分会）

議 事 要 旨

- 1 日 時 平成28年12月8日（木）13：00～14：00（60分）
- 2 場 所 福岡森林管理署 会議室
- 3 出席者

福岡森林管理署	安永 正治 署長
同	有蘭 敏行 次長
同	飯星 明 総括事務管理官
全国林野関連労働組合福岡森林管理署分会	副島 利博 執行委員長
同	峯 良彦 副執行委員長
同	武藤 良助 書記長
同	和田 弥己 執行委員

4 交渉事項

- (1) 現在の要員による業務について
- (2) 超過勤務・年次休暇取得について

5 議事概要

(1) 現在の要員による業務について

組合) 九州局管内で現在の要員状況で、今後5年間の新規採用、再任用、組織については削減しないことで試算すると、5年後は再任用を入れると現人数と変わらないが、現在どおりの業務を進めるとした場合は無理がある。10年後、15年後は変貌し3、4、5級が足りなくなり若い人が業務を回さなくてはいけなくなる。

再任用者は、長年業務を経験されており1～2級のカバーはすべて出来ると思うが、福岡署は希望者がいないのでそれも出来ない。今年度は、定員内を1名空席にしたが今後他署と同じように空けたら福岡署は回っていかない。人事異動も含めてやっていかなければならないと思うが、50歳以上の者がかなりの数を占めてきている。ただ、再任用は、単身赴任等の手当はあるが、宿舍については貸与がない。こういったものも改善していかないと自宅から通勤できるところのみの希望となると考えるがいかがか。

当局) 九州局は年齢の高い職員が多く、役付き者が退職されるので、今後の業務運営を考えると危機感を持っている。再任用者については、これまでの経験を生かして必要な業務を担っていただくとともに、定員内も含めた署間の配置バランスなどにも配慮しつつ実施していかねばならないと認識。福岡署の業務がしっかり回るように取組が必要であると考えているが、制度的な仕組みの部分もあり、組合の意見についても、上局に伝えて参りたい。

(2) 超過勤務・年次休暇取得について

組合) 年休の取得については、取得率の悪い方が数名いる。管理者として業務を把握、割り振りして最低でも10日はとる、とらせる努力をして欲しい。管理者も休んで職員が休める雰囲気を作っていくべきと考えるがいかがか。

当局) 管理者として職員が休暇を計画的に取得できるように、職員への声かけをしながら、休める雰囲気作りに努めて参りたい。

組合) 超過勤務については、当署は松食い虫の予防散布もあるが、極端に多い者は見られない。ただ、朝早くから出てきて何らかの業務をしていることが、反映されていないようである。10分、15分でも超勤である。管理者として付けさせるべきである。

当局) 超勤は、そもそも命令行為であり、サービス残業といったものはあってはならないと考えており、業務の内容や期限など把握しながら必要なものは超勤してもらおうことになるが、非効率な超勤や特定の者に偏ったものにならないように総括を含めて当局の責任で指導し取り組んで参りたい。

以上